

令和5年度京都府介護支援専門員更新研修〔実務未経験者〕開催要綱

(1)趣 旨

介護支援専門員証(以下「証」という)の有効期間を更新するために受講が必要な研修として介護保険法第69条の8第2項の規定に基づき、実施します。

(2)主 催 京都府

(3)実施団体 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

(4)受講対象者

次の全てに該当し、かつ修了に必要な研修への参加、課題提出等ができる方

- ① 京都府に介護支援専門員として登録している方
- ② 介護支援専門員証(以下「証」という)の有効期間が令和7年3月31日までの方(特例措置の対象者含む)
- ③ 証の有効期間中(特例措置期間を含む)に介護支援専門員としての実務に従事した経験がない方
(どのような業務が実務経験にあたるかは、【介護支援専門員法定研修における「実務経験」とは】を確認してください。)
- ④ 証の有効期間内(特例措置期間を含む)に本研修を修了できる方

特例措置に係る留意事項

実務に従事した経験がない方については、原則として本研修の受講対象となります。詳細は【フローチャート(証の更新もしくは再交付)】を確認してください。なお、特例措置の対象者は、原則として本研修を受講してください。ただし、証に記載の有効期間が既に満了しており、満了日以降に介護支援専門員の資格に基づく業務に従事した期間がない方については、本人が希望する場合は、特例措置の適用を受けず、【再研修】を受講することが可能です。なお、証に記載の有効期間満了日以降に介護支援専門員の資格に基づく業務に従事した期間があるにも関わらず、虚偽の申請により証の再交付を受けた場合は、証の失効後に介護支援専門員の業務を行ったと見なし、登録消除の対象となる可能性がありますので、ご注意願います。(特例措置の詳細は【介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について】を確認してください。)

(5)受講条件

受講決定後であっても、次の条件を全て満たせない場合は研修を受講することができません。

①研修記録シートの提出

研修記録シートを受講前・受講直後・受講3ヶ月後の3回、指定の期限までに提出が必要です。

研修記録シートは、ホームページから所定の様式(Excel データ)をダウンロードし、必要事項を入力のうち、メールにファイルを添付して提出します。

②eラーニングでの受講環境

指定された視聴期間に Web 上の講義動画を視聴した上で個人学習を行い、課題を提出する必要があります。

③オンライン研修(Zoom)での受講環境

指定された1日のみオンライン研修(Zoom)での受講が必要です。

カメラ・マイク・スピーカーが使えるパソコンを使用し Zoom 等でリアルタイム通信ができる環境と、研修の資料等をダウンロードして事前に印刷できる環境が必要です。詳細は、別紙「法定研修におけるオンライン研修(Zoom)について」を確認してください。

※令和5年度より京都府の方針として法定研修は原則オンライン研修となります。③オンライン研修(Zoom)での受講環境が整わない方のみ会場での受講が可能です。定員に限りがあり、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により開催を見合わせる可能性もありますので、できる限りオンライン研修にお申込みください。

【eラーニングについての注意事項】

- ◆ eラーニングでの受講には、インターネットで動画を視聴する環境が必要です。
- ◆ 視聴期間内に Web 上の動画を視聴し、課題に取り組んでいただきます。
- ◆ 視聴期間内であれば、繰り返し動画を視聴いただけます。
- ◆ 視聴期間の延長はできません。 指定された期日までに、eラーニング前半分の課題を提出いただけない場合、eラーニング後半以降の科目を受講していただけませんので、研修は修了となりません。
- ◆ 申し込みの際、受講者個人のメールアドレスの登録が必要となります。
- ◆ 添付ファイルを受信可能なアドレスを登録してください。携帯電話のアドレスは、受信制限の可能性があるので非推奨とします。

(6) 研修について

- ① 日 程 令和 5 年 9 月から令和 6 年 2 月 28 日(水)
- ② 会 場 オンライン、公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センター
- ③ 定 員 600 名 ※[再研修]との合算
- ④ 研修科目 56 時間相当(動画視聴・課題提出・1 日研修出席等)

研 修 科 目		時間数	受講方法
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理		2 時間	①
ケアマネジメントに係る法令等の理解		2 時間	
地域包括ケアシステム及び社会資源		3 時間	
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント		3 時間	
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義		3 時間	
自立支援のためのケアマネジメントの基本		6 時間	
介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)		2 時間	
ケアマネジメントの展開 基礎理解		3 時間	
課題整理総括表について		2 時間	
ケア マネ ジメ ン ト の 展 開	脳血管疾患に関する事例	5 時間	
	認知症に関する事例	5 時間	
	筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	5 時間	
	内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例	5 時間	
	看取りに関する事例	5 時間	
アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習		5 時間	②

① オンデマンド配信(動画視聴と課題提出)での eラーニング

② オンライン研修(研修会場)で受講

(7) 受講料

支払い方法等、詳しくは受講決定通知書(受講票)にてお知らせいたします。

- ① 受講料 35,080 円
 - ・次のいずれかに該当する方は、地域医療介護総合確保基金を活用し受講料が減免されます。
 - * 京都府登録の方
 - * 登録地にかかわらず、京都府内の事業所において介護支援専門員として勤務されている方
 なお、介護支援専門員証の有効期間満了日より減免後の金額が異なります。
 - *令和 6 年 3 月 31 日までの方(特例措置の対象者) 18,680 円
 - *令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの方 26,880 円
- ② テキスト代 8,800 円(税込)
 - ・受講に際し、テキストを購入いただきます。

(8) 申込について

① 申込方法

・当会ホームページの[実務未経験者]研修情報に、申込受付期間中にリンクをしている【申込フォーム】から申込みをしてください。⇒ <http://www.kyotocm.jp/download/r05mikeiken/>
※申込後、申込完了メールを受信しているかを確認してください。受信していない場合は、入力したメールアドレスが間違っている場合がありますので、事務局まで問い合わせをしてください。((10)研修に関する問い合わせや連絡について①を参照)

② 提出書類

介護支援専門員証(顔写真貼付のカード)の写し
※拡大縮小などの変倍はせず、A4 サイズの用紙に印刷をしてください。切り取り厳禁。

③ 提出方法

・【申込フォーム】のデータ添付の画面で、②提出書類を PDF ファイルで添付してください。
・PDF ファイルを添付できない場合は、②提出書類を④申込受付期間【書類提出期限】までに⑤提出先に送付してください。提出書類が届かない場合は受付できませんのでご注意ください。なお、紛失等により提出書類が手元に無い場合は、京都府(TEL:075-414-4578)に連絡してください。

④ 申込受付期間

【web 申込】令和 5 年 7 月 3 日 (月) ~ 令和 5 年 7 月 18 日 (火) ※受講の決定は先着順ではありません。
【書類提出期限】令和 5 年 7 月 21 日 (金) 必着 ※申込フォームのデータ添付の画面で添付ができない場合のみ提出期限までに郵送してください。

⑤ 提出先

〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7 階
公益社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局<実務未経験者>係

※提出物の到着の連絡はしていません。また、到着に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。必要な方は追跡可能な郵送方法を利用されることをお勧めします。

(9) 注意事項

① 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報告等、研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用します。

② 受講決定について

- (ア) 全ての申込を確認後に受講決定を行います。受講決定までには、申込受付期間終了後 2 週間程度かかります。受講決定が遅れる場合は、当会ホームページのお知らせに掲載します。
- (イ) 各コースに定員があるため、必ずしも第 1 希望のコースで決定するわけではありません。また、受講の可否については、事前の問い合わせには回答できません。
- (ウ) 受講決定については、当会ホームページのお知らせ等に掲載し、「受講決定通知書(受講票)」をご自宅宛に送付します。
- (エ) 定員を超過する申込があった場合は、受講不可となる場合があります。その場合は、「不可通知書」を送付します。
- (オ) 当会ホームページ上で受講決定者として介護支援専門員登録番号が掲載されているにもかかわらず、受講決定者の掲載日から 1 週間経過しても「受講決定通知書(受講票)」が届かない場合は、事務局まで問い合わせをしてください。((10)研修に関する問い合わせや連絡について①を参照)

③ 研修受講について

(ア) 受講態度

- ・講師の話や、受講者同士のディスカッションなどは聴く姿勢をおろそかにせず、他者の意見を尊重し、グループワークには積極的に参加してください。
- ・居眠り、演習をしない等、受講態度について講師からの注意を受け入れない場合は、受講中であっても退室していただく場合があります。
- ・研修に関する問い合わせについて、質問の内容により電話で対応する場合があります。質問も研修の一環であり受講態度に含まれます。一方的に不満を述べたり、威圧的言動は研修受講の継続に影響する場合がありますのでご注意ください。

(イ) 会場までの交通手段

原則、公共交通機関を利用してください。受講者は研修会場の駐車場・駐輪場は利用できません。無断の駐車(駐輪)等が判明した場合は、研修中であっても撤去のため退室していただく場合があります。なお、会場近隣の駐車場・駐輪場については各自で確認をしてください。

(ウ) 服装

- ・専門職の資格にかかわる研修であることを意識し、周囲の人に失礼のない服装でお越しください。
- ・研修会場の空調は細やかな温度調節ができません。各自で温度調節可能な服装(着脱できる上着、ひざ掛け、ショール等を持参)でお越しください。

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策

- ・研修中は、マスクの着用や咳エチケット、手指消毒等、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・体調不良の場合等、会場への入場を制限する場合があります。

④ 研修修了について

(ア) 全ての科目を修了した方には、研修最終日に修了証書を交付します(オンライン研修の場合は、後日発送)。証記載の氏名に常用外漢字が含まれる場合も、修了証書では常用漢字に置き換えて印字しますが、登録番号および生年月日等で本人確認を行いますので、更新手続き等に問題はありません。

(イ) 法定研修は決められた時間の受講が必要です。一部科目でも欠席・早退・遅刻等(休憩後の業務連絡等による入室遅れも含む)や、eラーニングにおける動画未視聴、課題の未提出があった場合は修了を認めません。また、オンライン研修で、画面上での受講が確認できない場合や、研修中に接続が途切れた場合は修了を認められない場合があります。

(ウ) 研修の全科目に出席されても、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補うことがあります。

(エ) 修了証書は証の更新手続きに必要です。再交付はできませんので、大切に保管してください。

⑤ 更新手続きについて

(ア) 証の有効期間を更新するためには、別途更新手続きが必要です。詳細は【法定研修修了後の介護支援専門員証の有効期間の更新手続き・再交付手続きについて】を確認してください。

(イ) 更新手続きをせず、証が失効した状態で介護支援専門員としての業務を行った場合は、介護保険法第69条の39の規定に基づき介護支援専門員の登録の消除の対象となりますので、ご注意ください。

⑥ キャンセルについて

申込みのキャンセル、または受講決定後に受講を辞退される場合は、必ず事務局まで連絡してください。((10)研修に関する問い合わせや連絡について①を参照)

⑦ 受講地の変更について

原則、介護支援専門員としての登録を行っている都道府県で受講することになっていますが、「京都府で受講することが困難な理由がある場合」や「他府県で介護支援専門員として登録しているが京都府での受講を希望する場合」については、早急に京都府健康福祉部高齢者支援課(TEL:075-414-4578)へ問い合わせ・相談してください。

⑧ その他

(ア) 虚偽による申込みをされた場合、受講は認められません。虚偽の事実が判明した場合、研修開始後であっても、受講の継続を認めません。また介護保険法第69条の39の規定に基づき介護支援専門員の登録の消除の対象となります。

(イ) 受講決定通知書(受講票)でお知らせした内容以外の連絡事項(受講にあたっての追加連絡、災害等の緊急時の連絡等)がある場合は、当会ホームページの「お知らせ」に掲載します。

(10) 研修に関する問い合わせや連絡について

原則、**メールかFAXで問い合わせ**をしてください。問い合わせの際は、「研修名」「氏名」「証の登録番号」「有効期間満了日」を記載してください。電話で問い合わせをしていただいても回答ができない場合があります。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 事務局 [業務時間]平日 9:30～17:30

① **研修当日以外**の問い合わせや受講に関するご相談、キャンセル連絡等

E-Mail: cm7504@kyotocm.jp もしくは FAX: 075-254-3971

② **研修当日**の遅刻・欠席等の【緊急連絡】

TEL: 075-741-7504(研修窓口)

※業務時間外は電話が繋がりませんので、留守番電話に「氏名」「受講番号」と用件を録音してください。遅刻・欠席の取扱についてのみ、後日ご連絡いたします。

なお、自然災害等による遅刻・欠席の連絡は、研修開始時間までに「氏名」「理由」「連絡先」を記載したメールをcm7504@kyotocm.jpに送信してください。電話でのご連絡は、回線がふさがり恐れがありますのでご遠慮ください。詳細は「自然災害等にもなう研修の取り扱いについて」をご確認ください。

【法定研修におけるオンライン研修（Zoom）について】

- パソコンをご準備ください。
※タブレット端末、スマートフォンは不可
- パソコンは一人一台でご参加ください。
※複数人一台での参加は認められません。
- カメラ・マイク・スピーカーが使えることを事前にご確認ください。
※映像にて受講者の在席確認を行います。下を向いても画面に映るような角度にカメラを調整してください。
※グループワークや発表を行うためにマイクが必要です。
- 研修の資料等をダウンロードして事前に印刷できる環境が必要です。
- 法定研修に集中できる環境（グループワーク等で他者の声が入ったりしない静かな環境）で受講できるよう周囲の環境を整えてください。
- インターネットに安定して接続できる環境で受講してください。（有線接続を推奨）
※研修中に接続が途切れた場合、研修の修了を認められない場合があります。
※通信料は自己負担となります。データ通信量に上限のある契約をされている方はご注意ください。
- Zoom アプリをインストールし、事前にご自身で接続テストを行ってください。
<https://zoom.us/test> より接続テストができます。
※研修受講の前日までに Zoom が最新版であるか確認し、最新版でない場合はアップデートしてください。
- Zoom の画面共有機能やチャット機能等を使用して、受講者同士で資料の共有をすることがあります。その場合、事前に資料をデータ化していただく必要があります。研修開始までに、Zoom の基本操作（ミュート・カメラのオン・オフの方法、画面共有機能、チャット機能を使ったコメントの書込みと資料添付の方法）ができるようにご準備をお願いします。
- 受講者の環境起因による接続トラブルについては、一切の責任を負いません。
- 研修の受講（提出事例の画面共有含む）や資料提出以外の一般的なパソコンの設定や操作方法、ネット接続等に関するご質問はお受けできません。

令和5年度京都府介護支援専門員更新研修〔実務未経験者〕日程

※修了には、全科目の受講(受講方法は科目によって異なる)が必要です。

※研修時間等については、カリキュラムの都合により変更となる可能性があります。

※本研修は〔再研修〕との合同開催です。定員については、〔再研修〕との合算です。

※eラーニング視聴期間の詳細は、受講決定通知書(受講票)でお知らせします。

コース	eラーニング前半 視聴期間	eラーニング後半 視聴期間	オンライン(会場) 受講日程	時間(予定)	受講方法	定員
未(1)-1	令和5年9月頃	令和5年10月頃	令和5年11月7日(火)	10:00~16:30	オンライン	90名
未(1)-2			令和5年11月16日(木)	10:00~16:30	オンライン	90名
未(1)-3			令和5年11月20日(月)	10:00~16:30	会場	30名
未(2)-1	令和5年10月頃	令和5年11月頃	令和5年12月13日(水)	10:00~16:30	オンライン	90名
未(2)-2			令和5年12月21日(木)	10:00~16:30	オンライン	90名
未(2)-3			令和5年12月22日(金)	10:00~16:30	会場	40名
未(3)-1	令和5年12月頃	令和6年1月頃	令和6年2月15日(木)	10:00~16:30	オンライン	90名
未(3)-2			令和6年2月21日(水)	10:00~16:30	会場	40名
未(3)-3			令和6年2月28日(水)	10:00~16:30	会場	40名

オンライン : Zoom 等によるオンライン研修

会場 : 公益社団法人京都府介護支援専門員会 研修センター(くろちく万蔵ビル3階)

受講方法	科目	
eラーニング前半 (動画視聴と課題作成)	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	
	ケアマネジメントに係る法令等の理解	
	地域包括ケアシステム及び社会資源	
	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	
	介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)	
	ケアマネジメントの展開 基礎理解	
eラーニング前半分 課題提出(※必須)		
eラーニング後半 (動画視聴と課題作成)	課題整理総括表について	
	ケアマネジメントの展開	脳血管疾患に関する事例
		認知症に関する事例
		筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例
		内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例
看取りに関する事例		
eラーニング後半分 課題提出(※必須)		
オンライン研修(研修会場)で受講(※必須)	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	

法定研修修了後の介護支援専門員証の有効期間の更新手続き・再交付手続きについて

介護支援専門員証(以下「証」という)が失効した状態で介護支援専門員として業務に従事した場合は、登録の消除の対象となりますのでご注意ください。

◎実務経験者更新研修[課程Ⅰ]・[課程Ⅱ]、[主任更新]研修を修了した方

◎更新研修[実務未経験者]を修了した方

更新研修を修了しただけでは、証の有効期間は更新されません。必ず証の有効期間内(特例措置対象期間含む)に更新手続きが必要です。更新手続きを行わない場合、証は失効し、介護支援専門員としての業務に従事できなくなります。

研修の修了証書の交付を受けた後は、できるだけ速やかに更新手続きをしてください。

有効期間の更新手続きについて

【更新手続き期間】 証に記載の有効期間満了日の1年前から有効期間満了日まで

※特例措置対象者は、特例措置の期限満了日まで手続きは可能ですが、期限を待たずできるだけ速やかに手続きをしてください。

※証が失効した場合、介護支援専門員として再び業務に従事しようとする際には、[再研修]を修了し、証の再交付を受ける必要があります(試験の再受験は必要ありません)。

詳細は京都府ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/2kaigosiensenmoninsyounokousintetuzuki.html>

◎[再研修]を修了した方

[再研修]を修了した方(既に証の有効期間が満了している方)が介護支援専門員の業務に従事する場合は、証の再交付手続きが必要です。再研修を修了されても、証の交付を受けていない場合は介護支援専門員としての業務に従事することはできません。

再交付手続きについて

【再交付手続き期間】 再研修の修了日から5年間

詳細は京都府ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/1260852352199.html>

【証の有効期間の更新・再交付申請書の提出先・問い合わせ先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部高齢者支援課 介護計画・企画係 (TEL:075-414-4578)

※京都府以外で登録している方は手続きが異なるため、登録している都道府県にお問い合わせください。